

○平成26年1月 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について
（答申）（中央環境審議会）

（7）一般狩猟の促進

一般狩猟による捕獲は、個体群管理に貢献している。ニホンジカやイノシシ等の特定鳥獣の管理が緊急を要する中、捕獲数を増大させるためには、公益を守るための計画的な捕獲や自衛のための捕獲の推進に加え、一般狩猟による捕獲を促進することも有効である。

（10）その他

④ 鳥獣保護法における外来鳥獣の取扱

近年、外来生物対策はより重要性を増しており、鳥獣保護法と外来生物法のそれぞれに基づく取組や、外来生物対策における狩猟の役割を整理し、効果的な取組を推進する必要がある。

その他、審議会や検討会における主な意見

【全体・定義】

- 狩猟鳥獣の指定・解除の基準が不明確
- 狩猟と管理（あるいは狩猟鳥獣と外来種）は分けて考えるべき
- 資源のため、在来種の被害対策のため、外来種対策のための狩猟は分けて考えるべき
- 狩猟者に過度の期待をし、役割を担わせるのは間違っている
- 狩猟は資源性、伝統、レジャーに限定すべき。
- 社会的なコストとしての捕獲行為を別立てで考えるべき
- 狩猟の性格は、現代においてかなり変化している
- 狩猟で何かしら（政策的な）効果があがるのであれば指定してもよいのではないか
- 狩猟鳥獣にカテゴリーをたくさん作ると狩猟者が混乱する
- 狩猟への興味・精神的な楽しみのほか、文化的・伝統的要素も定義に含めるべき
- 自然保護的な発想から外来種を狩猟で捕獲する人がいてもいい

【資源性・害性等について】

- 狩猟対象としての関心度・要望を測ることが必要ではないか
- 害性だけで指定することはやめた方がいい
- 被害対策としての狩猟の効果測定がなされていない
- 外来鳥獣を狩猟鳥獣に指定する場合は、タイプや位置付けなどを示す必要がある
- 狩猟自体は計画的に行われるものではない。（被害対策効果に）過度の期待をすべきではない
- 混獲や安全性をどうとらえるか

【持続可能性について】

- モニタリング手法、情報収集のあり方、評価基準が定まっていない
- 科学的な知見のもとに定期的な見直しを行うべき
- 情報の整備がなされていない
- 指定解除や捕獲禁止措置により、有効な生息情報を得ることができなくなってしまう
- RDBとの関係性が不明